

## 令和6年度第2回三和区地域協議会次第

日時：令和6年6月19日（水）  
午後6時30分から

場所：三和コミュニティプラザ  
3階 多目的ホール

### 1 開会

### 2 会長挨拶

### 3 報告事項

- (1) 三和西部スポーツハウスの廃止について

資料No.1

### 4 協議事項

- (1) 地域協議会だよりの編集方法について

資料No.2

### 5 その他

### 6 次回地域協議会

月 日（ ） 午後6時30分から

### 7 閉会

## 三和西部スポーツハウスの廃止について

### 1 主旨

三和西部スポーツハウスの利用実態を踏まえ、区内に同様の体育施設があることから、第4次上越市公の施設適正配置計画に基づき、令和7年3月31日をもって施設を廃止する。

### 2 施設概要

- (1) 名称：三和西部スポーツハウス
- (2) 位置：上越市三和区下中 3335 番地 8
- (3) 建築年月：平成2年4月1日（令和6年3月31日現在34年経過）
- (4) 構造：鉄骨造1階建
- (5) 面積：延べ床面積：672.45㎡、敷地面積：4,984.00㎡
- (6) 施設機能：体育室、会議室
- (7) 運営形態：管理業務委託 [委託先：NPO 法人さんわスポーツクラブ（非常駐）]
- (8) 使用料：占有使用料1時間につき体育室480円、ミーティングルーム240円  
体育室照明設備1時間につき110円
- (9) 土地所有者：市

### 3 施設の現況



### 4 利用状況

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	4,225人	4,349人	4,157人	6,030人	5,069人
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	4,825人	2,859人	3,420人	3,311人	4,733人 <sup>*1</sup>

<sup>\*1</sup> 令和5年度は、さんわ桜の陣イベント参加者1,500人を含む。

### 5 廃止に向けた協議状況

#### (1) 地域団体との協議状況

##### ○地域協議会

- ・実施日：令和2年7月28日
- ・協議結果：公の施設の再配置計画により、令和6年度末に廃止する方向性について説明。三和西部工業団地協同組合と連携した有効利用の模索について意見あり。

##### ○町内会長協議会

- ・実施日：令和2年2月14日、令和6年2月26日
- ・協議結果：公の施設の再配置計画により、令和6年度末に廃止する方向性について説明。意見等なし。

##### ○指定避難所関係町内会

- ・実施日及び対象町内会：令和6年2月1日（稲原、野、日和町）  
：令和6年2月8日（下中、大西、井ノ口）
- ・協議結果：公の施設の再配置計画により、令和6年度末に廃止する方針を説明し、指定避難所を三和地区公民館・三和保健センターに変更することを了承。

#### (2) 利用者との協議状況

##### ○定期利用団体

- ・実施日：令和2年4月6日から4月9日まで、7月21日  
令和6年2月6日から2月16日まで
- ・対象者：6団体
- ・協議結果：廃止に伴い、代替施設として三和スポーツセンター、三和体育館等の利用を了承。

##### ○NPO 法人さんわスポーツクラブ

- ・実施日：令和2年3月27日、7月21日、令和6年2月12日
- ・協議結果：廃止に伴い、代替施設として三和スポーツセンター、三和体育館等の利用を了承。

##### ○西部工業団地協同組合

- ・実施日：令和2年7月22日
- ・協議結果：協同組合理事長及び専務理事に説明し、廃止に理解を得た。  
その後、組合から加盟事業所へ周知したが、総合事務所への問い合わせは無し。

### 6 廃止後の取扱

工業団地に隣接する立地を活かし、譲渡を含む様々な跡地利用の可能性について検討する。

### 7 今後の予定

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 令和6年6月    | 三和区地域協議会に事前説明            |
| 令和6年9月    | 三和区地域協議会に諮問              |
| 令和6年11月   | 教育委員会11月定例会に関係条例の一部改正を提案 |
| 令和6年12月   | 市議会12月定例会に関係条例の一部改正を提案   |
| 令和7年3月31日 | 施設廃止                     |

## 三和区地域協議会の運営等について

No.	審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況 (内 規)	審議結果
1	会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第8条第1項第2号	4人以上	(従前どおり)
2	会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	確認者は会長及び会長を除く1名とし、会議ごとに副会長を最初に、以降、席順による輪番	(従前どおり)
3	議長(会長)はあらかじめ投票権を持つか否か ※条例第8条第3項	議長(会長)はあらかじめ投票権を持たず、可否同数の場合のみ、議長(会長)が決する	(従前どおり)
4	委員が会議の議題を提出する方法 ※条例第8条第4項	内規に示す(別紙1)に準じた書面により、会議開催日の7日前までに会長に届出	(従前どおり)
5	会議の座席順 ※条例第8条第4項	◆三和区地域協議会基本会場図(別紙2)のとおり 会長・副会長を除き、五十音順	(従前どおり)
6	地域協議会だよりの編集方法 ※条例第8条第4項	◆三和区地域協議会だより発行に関する事項(別紙3)のとおり 【編集委員】 会長を除き、席順の後ろから順次委員3人の班編成	
		【発行回数・時期】 年4回程度、適宜	
		【編集方法など】 掲載内容は地域協議会(編集委員及び会長)と総合事務所が協議のうえ決定 A4両面の横組を基本、1色黒刷り、用紙の色はコスモス(薄いピンク)	
7	会議の開催日時 ※条例第8条第4項	【開催日】 地域協議会で次回開催日を決定	第3木曜日を基本
		【開催時間】 午後6時30分からを基本	(従前どおり)
8	会議の会場 ※条例第8条第4項	三和コミュニティプラザ 3階 多目的ホール	(従前どおり)
9	書面による審議 ※条例第8条第4項	◆諮問案件における書面審議の取扱い(別紙4)のとおり 【実施の条件】 委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない、または招集することが適当ではない場合で、当該案件について会議を招集して審議するいとまがない場合	(従前どおり)
		【実施の判断】 過半数の委員が書面議決に賛同した場合	(従前どおり)
		【表決方法】 委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす なお、可否同数のときは、会長の決するところによる 附帯意見の取扱いについては、意見集約の結果及び答申案の確認において要否を表明することとする	(従前どおり)
10	傍聴者の定員 ※条例第8条第4項	10人	(従前どおり)

### 三和区地域協議会だより発行に関する事項

- 1 目的 地域協議会の審議の内容や活動の様子を三和区の皆さんへお知らせする。
- 2 名称 三和区地域協議会だより
- 3 編集委員 編集委員は発行毎に委員3人の班編成で行う。  
(会長を除き、席順の後ろから順次行う)
- 4 発行日 年4回程度  
(必要に応じ適宜発行することができる)
- 5 編集
  - ・掲載内容は地域協議会(編集委員及び会長)と区総合事務所が協議のうえ決定し、発行する。
  - ・編集責任者は会長とする。
- 6 仕様等
  - ・A4版の2頁(A4の両面)で横組  
(必要に応じて頁を増すことができる)
  - ・1色黒刷りとする。
  - ・コスモス(薄いピンク)

※令和6年度班編成(編集委員)

班	編集委員					
	席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	14	渡邊 正芳	13	茂木 知絵	12	宮嶋 久登
2	11	宮澤 克己	10	松栄 由里	9	松井 隆夫
3	8	牧井 雅英	7	星野 幸雄	6	江口 晃
4	5	池田 輝幸	4	五十嵐 隆一	3	

※以降は、2番 副会長から順次組み直しを行う。